

指定短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所
運 営 規 程

社会福祉法人徳和会

ムーンシャドウ ショートステイサービス

ムーンシャドウ

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業
運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程において、社会福祉法人徳和会が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「指定短期入所生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めるもの。

(事業の目的)

第2条 指定短期入所生活介護の事業は、指定短期入所生活介護を実施する事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態等の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者的人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 指定短期入所生活介護の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- (4) 指定短期入所生活介護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- (6) 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第4条 利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業の運営)

第5条 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ムーンシャドウ ショートステイサービス
- 2 所在地 福岡市南区柳瀬一丁目15番1号(特別養護老人ホーム ムーンシャドウ内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (併設特別養護老人ホームの施設長と兼務)
施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
- 2 医 師 1名 (嘱託医)
医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- 3 生活相談員 1名 (常勤)
生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関する事、苦情や相談等に関する事とする。
- 4 介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上
介護職員 7名以上 (常勤又は非常勤専従)
看護職員 1名以上 (常勤専従1名)
介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

5 管理栄養士 1名以上 (常勤専従)

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

6 機能訓練指導員 1名以上 (常勤兼務)

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

7 事務員 必要に応じて配置する。

必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、20人とする。また、利用定員を超えて指定短期入所生活介護の提供を行なわないものとする。

(短期入所生活介護計画)

第9条 指定短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を個別に作成する。

2 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4 短期入所生活介護計画を作成した際には、短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

5 短期入所生活介護計画の作成後、当該短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行う。

(指定短期入所生活介護の内容)

第10条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

1 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2 事業所は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭をさせる。

3 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。

- 5 事業所は、前各項のものその他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。
- 7 事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 8 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第 11 条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割(2 割または 3 割) の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割(2 割または 3 割) の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護の送迎を行った場合は、実施地域外から片道 1 km 毎に 20 円とする。

4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 401 円／回、昼食 522 円／回、夕食 522 円／回 おやつ 100 円／回
※食事代 1 日当たり 1,545 円

5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

個室 1,897 円／日

6 理美容代 実費を徴収する。

7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるものの実費について徴収する。

8 本規定第 4 項及び第 5 項の費用について、介護保険法施行規則第 97 条の 3 の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第 4 項及び第 5 項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第 5 項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示第 21 号)により従来型

個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。

- 9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 10 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第 12 条 通常の送迎の実施地域は、福岡市南区、城南区、中央区、博多区、春日市、大野城市、那珂川市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 13 条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（衛生管理等）

第 14 条 指定短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 感染症予防及び蔓延防止の為の訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。
また、指針を整備すること。

（非常災害対策）

第 15 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時又は事故発生時の対応方法)

- 第16条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治の医師又は定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。
- 3 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(利益供与の禁止)

- 第17条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

- 第18条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 19 条 指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施(年 2 回以上)
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 前 1、2 項に係る措置を適切に実行する為、虐待防止検討委員会を設置し、担当者を設置する。委員会は職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(身体的拘束等の禁止)

第 21 条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、計画作成担当者、介護

職員等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

4 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第 22 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 カ月以内
- (2) 繼続研修 年 1 回

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 第 9 条の短期入所生活介護計画、及び第 10 条のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。

4 第 9 条の短期入所生活介護計画、及び第 10 条のサービス提供記録、第 16 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、並びに第 19 条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則 5 年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人徳和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

※特別養護老人ホーム併設型とする。

7 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

8 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(附 則)

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 3年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規定は、令和 4年 10月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。

